

議案第 15 号

四條畷市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月25日 提出

四條畷市長 錢谷 翔

提案理由

窓口等受付時間の短縮に伴い、児童発達支援センターの開館時間等の短縮を行うため、所要の改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例

四條畷市立児童発達支援センター条例（平成２９年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「午前８時４５分から午後５時１５分まで」を「午前９時から午後４時３０分まで」に改める。

同条第１項の後に「ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。」を加える。

同条第２項を次のように改める。

２ 前条に掲げる事業（以下「事業」という。）の利用時間は、次の表のとおりとする。

事業	利用時間
児童発達支援	午前９時２０分から午後２時まで
保育所等訪問支援、障害児相談支援及び前条第４号に掲げる事業	午前９時から午後４時３０分まで

附 則

この条例は、令和８年６月１日から施行する。